

**令和4年度
岐阜県飲食店換気対策支援補助金
募集要項**

令和4年6月30日 岐阜県 健康福祉部
感染症対策調整課 社会基盤係

〔 目 次 〕

1. 事業の目的	P3
2. 補助対象事業者	P3
3. 補助対象事業の概要	P4
4. 補助対象期間	P5
5. 補助率及び補助限度額	P5
6. 申請手続き	P6
7. 申請の流れについて	P7
8. 交付決定について	P13
9. 額の確定について	P13
10. 事業実施における留意事項	P14

1. 事業の目的

「飲食」はマスクを外すことで感染リスクが高まる場面であり、換気の悪い場所におけるエアロゾル感染が多いとされていることから、飲食店において効果的な換気を行うことが重要です。

これからの夏場においては、エアコン等の冷房器具の活用により換気が不徹底となりやすいことから、飲食店に対する換気設備工事及びこれに付随する空気清浄機の購入を支援することで、効果的な換気を行い更なる感染対策の徹底を促進するとともに、これにより県民が安心して飲食店を利用することに資することを目的として、本事業を実施します。

2. 補助対象事業者

岐阜県内で飲食店(※)を営む事業者のうち、新型コロナ対策実施店舗向けステッカー(第三者認証)を取得した事業者又は今後取得予定の事業者
ただし、次に掲げる施設及び事業者を除く。

《対象外施設》

- (1) コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のイートインスペース
- (2) 自動販売機
- (3) テイクアウトやデリバリーのみで営業する施設
- (4) 国、県又は市町村が所有、管理又は運営する施設
- (5) 店舗型性風俗特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項)を行う施設
- (6) ホテルや旅館などの宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けた者が行う同法第2条第2項及び第3項の営業に係る施設)

※宿泊施設内にテナントとして入る飲食店は対象

《対象外事業者》

- (1) 暴力団(暴力団員)及びこれらと密接な関係を有する者(岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱第4条第1項第1号から第8号に該当する者)
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (3) 県税の滞納がある者
- (4) その他、補助が適当でないと知事が認めた者

(※)「飲食店」

この要綱において「飲食店」とは、食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けて営業する施設を言います。

3. 補助対象事業の概要

(1) 補助対象事業及び経費

次のア、イに掲げる経費であって、令和4年1月1日（土）から令和4年10月31日（月）の間に発注又は契約を行い、取得、設置、支払い等が完了する経費。

ア 換気設備の設置工事費

- ・客席部分の換気を主たる目的とした換気設備であること。
- ・換気設備は、外気取入れ量等を調整することで、必要換気量（一人当たり毎時 30 立方メートル）を確保すること。
- ・新規の換気設備設置に伴って不要となった換気設備の撤去費用を含む。
- ・事業実施場所が賃貸物件である場合、賃貸人の承諾を得ていること。
- ・設置する換気設備が建築物に固定されていること。
- ・工事請負契約等により設置される換気設備であること（換気設備のみの購入費用は対象外）。

イ 空気清浄機の購入費

※アの換気設備の設置工事を行った事業者に限ります。空気清浄機の購入費のみでの補助金の申請はできません。

- ・厚生労働省「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（※）」に記載された条件を満たす空気清浄機。

※換気の方法

- ・空気清浄機は、HEPA フィルタによる「ろ過式」で、かつ、風量が毎分5立方メートル程度以上のものを使用すること。
※HEPA フィルタと同等以上の性能のフィルタでも可
- ・空気清浄機を併用する場合は、人の居場所から10平方メートル(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。

※国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業は、補助対象外となります。

(2) 対象外経費

次に掲げる経費は対象外となります。

- ・消費税及び地方消費税
- ・パーテーション（アクリル板）、サーモカメラ・サーモグラフィ、サーキュレーター、扇風機、二酸化炭素濃度測定器（CO2センサー）等の備品や消毒液マスク、フェイスシールド、手袋、体温計等の消耗品
- ・窓の増設や網戸の設置

- ・見積書・価格表示のあるカタログ等が無い製品
- ・リース・レンタル費用
- ・中古品の購入費
- ・申請に係る郵送料
- ・収入印紙代、保険料、振込手数料
- ・支払い時にポイントやクーポンを使用した場合の使用金額
- ・設計等、コンサルタント的要素を含む経費
- ・一般価格、市場相場等と比べて著しく高額と認められる場合
- ・3（1）に掲げた事項を満たす性能を有していない設備等と認められる場合
- ・申請経費が、不要設備の除去費用のみの場合
- ・必要換気量を満たさない換気設備の工事の場合
- ・客席の換気以外を目的とする設備（厨房・トイレの換気設備など）
- ・焼肉店等の排煙装置
- ・エアコン（換気機能付、空気清浄機能付であっても対象外です）
- ・換気扇設備の清掃又は修理

（3）経理処理上の留意事項

- ア 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払いとなります。
- イ 補助対象事業者は、補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません（補助事業終了後の補助金額の確定作業において、書類等の確認ができない場合には、補助対象外となります。）
- ウ 交付金申請額の算出において、千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた金額を交付金申請額として計上してください。
- エ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

4. 補助対象期間

令和4年1月1日（土）以降に契約・工事・購入し、令和4年10月31日（月）までに工事完了・納品・支払いが完了しているもの。

5. 補助率及び補助限度額

補助率は補助対象経費の10／10です。

補助金額の上限額は1店舗あたりそれぞれ以下のとおりです。

- （1）換気設備工事費 ： 上限 50 万円
 - （2）空気清浄機の購入費 ： 上限 10 万円
- ※1店舗あたり1台までに限ります。

6. 申請手続き

(1) 申請受付期間及び申請回数

募集開始日：令和4年6月30日（木）

受付終了日：令和4年9月30日（金）

※一部受付終了日が11月7日（月）までの場合あり（詳細は7「申請の流れについて」をご確認ください。）

当日消印有効 上記期間中、1事業者あたり1回限りの申請です。
複数の店舗を有する場合、原則まとめて申請する必要があります。

(2) 申請書類等の取得

補助金の交付要綱や、申請書等の様式は、次のいずれかの方法で取得できます。

①岐阜県ホームページ

トップページ > 岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > くらしと仕事の支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 岐阜県飲食店換気対策支援補助金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/227609.html>

②窓口

各市町村及び県事務所でも配付します（P15の窓口一覧参照）。

(3) 提出先

〒501-6111 岐阜県岐阜市柳津町宮東 3-16

「岐阜県飲食店換気対策支援補助金」事務局

TEL：058-260-5515

(4) 提出方法

ア 申請書の提出は郵送のみとし、簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法によってお送りください。

イ 提出の際は、封筒の表面に【岐阜県飲食店換気対策支援補助金申請書類在中】と朱書きしてください。

ウ 申請書の記入漏れや添付書類の不備があった場合は、審査に影響しますので、「提出書類のチェックリスト」にて提出前に再度ご確認ください。

エ 提出された申請書類および添付資料は返却いたしませんので、申請前に写しを取り、保管しておいてください。

オ 申請書類作成、送付等に係る費用は、申請者の自己負担となります。

(5) 提出書類

以下7「申請の流れについて」をご確認ください。

7. 申請の流れについて

申請日を基準に、以下のとおり4つのパターンに分かれます。

※申請様式の記入方法または添付書類の添付方法等の詳細については、別添「添付書類の詳細について」および「申請書類の記入方法」をご確認ください。

(1) **パターン1** 申請時点で、換気設備工事契約前であり、空気清浄機購入前の場合

ア 申請の流れ

事業者	県
(1) 補助金交付申請書の提出 【提出締切】 <u>令和4年9月30日(金)</u>	(2) 補助金交付申請書の審査 (3) 補助金交付決定通知の交付
(4) 補助金交付決定通知の受領	交付決定通知の交付日以降に契約・工事に着手してください。 工事が終了し、工事代金の支払いを終えたら、補助金実績報告書とともに必要な書類の提出をお願いします。
(5) <u>工事の契約締結・実施・支払い</u> <u>空気清浄機の購入・支払い</u>	
(6) 補助金実績報告書の提出 【提出締切】 <u>令和4年11月7日(月)</u>	(7) 補助金実績報告書の審査 (8) 交付額確定通知の交付
(9) 交付額確定通知の受領	(10) 補助金の振込
(11) 補助金の受領	

イ 提出資料

(交付の申請に必要な資料)

【共通】

- 1 交付申請書（別記第1号様式）
- 2 申請者明細書（別記第2号様式）
- 3 内容明細書（別記第3号様式）
- 4 誓約書（別記第4号様式）
- 5 飲食店営業許可または喫茶店営業許可（写）
- 6 通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分
- 7 直近の確定申告書（写）※税務署の受付印又は受付番号のあるもの
※受付印又は受付番号がない場合は、県税の納税証明書（税額証明）等の提出に代えてください。
※納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談ください。
- 8 身分を証明する書類の写し（個人事業者のみ）
（パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等）
- 9 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真

【換気設備工事】

- 1 工事見積書（補助対象事業の工事金額が確認できるもの）の写し
- 2 平面図（設置図面、工事図面）
※客席の位置の記載のある店舗見取図及び換気設備設置位置がわかる図面
- 3 工事前の状況がわかる店内写真
- 4 仕様書（メーカー発行の換気扇の換気量が分かるもの）
- 5 設置設備承諾書（賃貸物件の場合）
※換気設備工事を行うことについての賃貸人（所有者）の承諾書
- 6 換気基準適合チェックシート

(実績報告に必要な書類)

【共通】

- 1 実績報告書（別記第9号様式）
- 2 内容明細書（別記第10号様式）

【換気設備工事】

- 1 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し
- 2 工事代金の支払状況が確認できる書類（領収書、振込記録等）の写し
- 3 工事の完了を証明する書類（工事完了報告書等）の写し
- 4 工事の実績が確認できる現場写真等

【空気清浄機の購入費】

- 1 購入した物品の写真
- 2 購入日時、金額等がわかる書類の写し（レシート、領収書、クレジットカード、キャッシュレス決済の利用明細等）
- 3 仕様書（HEPA フィルタと同等以上のフィルタの搭載の有無や風量がわかるもの）

(2) **パターン2** 申請時点で、換気設備工事契約前であり、空気清浄機購入後の場合

ア 申請の流れ

事業者	県
(1) 補助金交付申請書の提出 <u>【提出締切】令和4年9月30日(金)</u>	(2) 補助金交付申請書の審査 (3) 補助金交付決定通知の交付
(4) 補助金交付決定通知の受領 (5) <u>工事の契約締結・実施・支払い</u>	<div data-bbox="767 797 1310 1055" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>交付決定通知の交付日以降に契約・工事に着手してください。</p> <p>工事が終了し、工事代金の支払いを終えたら、補助金実績報告書とともに必要な書類の提出をお願いします。</p> </div>
(6) 補助金実績報告書の提出 <u>【提出締切】令和4年11月7日(月)</u>	(7) 補助金実績報告書の審査 (8) 交付額確定通知の交付
(9) 交付額確定通知の受領 (11) 補助金の受領	(10) 補助金の振込

イ 提出資料

原則、上記7(1)の場合と同様ですが、「交付の申請に必要な資料」の「(3) 内容明細書(別記第3号様式)」の空気清浄機用については、購入済の空気清浄機の購入日と購入金額を記載願います(別添「申請書類の記入方法」をご確認ください。)

(3) **パターン3** 申請時点で、換気設備工事契約後であり、空気清浄機購入後の場合

ア 申請の流れ

事業者	県
(1) <u>工事の実施・支払い</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 契約済（工事中含む）の場合、まずは工事の施工・支払いを完了させてください。 </div>
(2) 補助金交付申請書の提出 【提出締切】 <u>令和4年11月7日（金）</u>	
(3) 補助金交付申請書の審査	(3) 補助金交付申請書の審査
(4) 補助金交付決定（及び額確定）通知の受領	(4) 補助金交付決定（及び額確定）通知の交付
(5) 補助金交付決定（及び額確定）通知の受領	(5) 補助金交付決定（及び額確定）通知の受領
(6) 補助金の受領	(6) 補助金の振込
(7) 補助金の受領	(7) 補助金の受領

イ 提出資料

<p>(交付の申請に必要な資料)</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（別記第1号様式） 2 申請者明細書（別記第2号様式） 3 内容明細書（別記第<u>10</u>号様式） 4 誓約書（別記第4号様式） 5 飲食店営業許可または喫茶店営業許可（写） 6 通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分 7 直近の確定申告書（写）※税務署の受付印又は受付番号のあるもの ※受付印又は受付番号がない場合は、県税の納税証明書（<u>税額証明</u>）等の提出に代えてください。 ※納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談ください。 8 身分を証明する書類の写し（個人事業者のみ） （パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等） 9 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真 <p>【換気設備工事】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し 2 工事代金の支払状況が確認できる書類（領収書、振込記録等）の写し
--

- 3 工事の完了を証明する書類（工事完了報告書等）の写し
- 4 工事の実績が確認できる現場写真等
- 5 仕様書（メーカー発行の換気扇の換気量が分かるもの）
- 6 設置設備承諾書（賃貸物件の場合）
※換気設備工事を行ったことについての賃貸人（所有者）の承諾書
- 7 換気基準適合チェックシート
- 8 平面図（設置図面、工事図面）
※客席の位置の記載のある店舗見取図及び換気設備設置位置がわかる図面
※上記に加え、可能なかぎり以下資料の提出をお願いします。工事前後での換気性能の改善状況等を勘案し、総合的に審査いたします。
 - ・工事見積書（補助対象事業の工事金額が確認できるもの）の写し
 - ・工事前の状況がわかる店内写真

【空気清浄機の購入費】

- 1 購入した物品の写真
- 2 購入日時、金額等がわかる書類の写し（レシート、領収書、クレジットカード、キャッシュレス決済の利用明細等）
- 3 仕様書（HEPA フィルタと同等以上のフィルタの搭載の有無や風量がわかるもの）

(4) **パターン4** 申請時点で、換気設備工事契約後であり、空気清浄機購入前の場合

ア 申請の流れ

事業者	県
(1) <u>工事の実施・支払い</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 契約済（工事中含む）の場合、まずは工事の施工・支払いを完了させてください。 </div>
(2) 補助金交付申請書の提出 【提出締切】 <u>令和4年9月30日（金）</u>	
	(3) 補助金交付申請書の審査 (4) 補助金交付決定通知の交付
(5) 補助金交付決定通知の受領	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 工事の交付決定がなされた後でないと、空気清浄機も交付対象となるか決まらないため、工事の交付決定後に空気清浄機を購入することを推奨します。 </div>
(6) <u>空気清浄機の購入・支払い</u>	
(7) 補助金実績報告書の提出 【提出締切】 <u>令和4年11月7日（月）</u>	(8) 補助金実績報告書の審査 (9) 交付額確定通知の交付
(10) 交付額確定通知の受領	(11) 補助金の振込
(12) 補助金の受領	

イ 提出資料

原則、上記7（3）の場合と同様ですが、「交付の申請に必要な資料」の「（3）内容明細書（別記第10号様式）」の空気清浄機用については、別記第3号様式を使用して記載願います。

(5) その他

- ・本補助金申請のために提出いただく県税の納税証明書については、納税証明書の交付請求時に申し出ていただくことにより、当該手数料の免除が受けられます。
- ・令和4年1月1日（土）以降に新規開業した店舗の申請については、「飲食店開業にあたり必要となる換気設備の設置」と「感染症対策の徹底ための換気設備の設置」とのバランスを考慮しつつ、総合的に交付決定を判断します。

8. 交付決定について

(1) 審査

提出いただいた申請書は、その内容を審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します。（必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。）なお、書類に不備がある場合や修正等が必要な場合には、申請書に記載の連絡先にご連絡させていただきます。

(2) 交付決定

(1) の審査終了後、申請者に対し順次審査結果を文書にて通知します。（補助対象者として決定された事業者の方には交付決定通知書を送付します。）

交付決定前に審査の結果についてお答えすることはできませんので、ご了承ください。

9. 額の確定について

(1) 審査

提出いただいた実績報告書は、その内容を審査のうえ、お支払いする額を確定します。

（必要な書類が一式揃ったものを正式な報告書として受け付けます。）なお、書類に不備がある場合や修正等が必要な場合には、報告書に記載の連絡先にご連絡させていただきます。なお、審査の結果によっては、交付決定額が支払額と一致しない場合もあります。

(2) 額の確定

(1) の審査終了後、確定額を文書にて通知します。（補助対象者として決定された事業者の方には額確定通知書を送付します。）

額の確定前に審査の結果についてお答えすることはできませんので、ご了承ください。

10. 事業実施における留意事項

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及び、飲食店における岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱を遵守してください。

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得価格等が50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換等してはいけません。ただし減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間を経過した場合は、この限りではありません。
- (3) 県が実施する施策の一環として、事業者名等の公表を行なう場合があります。
- (4) 補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を発表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
- (5) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告してください。国等の補助金等の補助対象経費になった部分については、この補助金の補助対象経費とはなりません。
- (6) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがあります。
- (7) 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (8) 補助事業者は、補助金の交付後、補助対象事業により整備し取得し又は効用が増加した財産に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示することに努めなければなりません。
- (9) その他、交付要綱や県ホームページ等に記載した内容についてご確認ください。

申請書等の様式はこちらでも配布しております。

申請書の送付先ではありませんので、ご注意ください。申請方法についてはお答えできませんので、コールセンターまでお問い合わせください。 ☎058-260-5515

○各市町村窓口一覧

市町村名	担当課	住所	電話番号
岐阜市	商工課	岐阜市司町 40-1	058-214-2360
	東部事務所	岐阜市芥見 4 丁目 64 番地	058-243-1001
	西部事務所	岐阜市下鷺飼 1 丁目 88 番地 3	058-239-0004
	南部東事務所	岐阜市加納城南通 1 丁目 20 番地	058-271-0361
	南部西事務所	岐阜市市橋 2 丁目 8 番 18 号	058-272-2021
	北部事務所	岐阜市福光東 2 丁目 6 番 13 号	058-231-0641
	日光事務所	岐阜市日光町 9 丁目 1 番地 3	058-232-1480
	柳津地域事務所	岐阜市柳津町宮東 1 丁目 1 番地	058-387-0111
大垣市	社会福祉課	大垣市丸の内 2-29	0584-81-4111
高山市	新型コロナウイルス総合窓口	高山市花岡町 2-18	0577-36-0024
多治見市	産業観光課	多治見市日ノ出町 2-15	0572-22-1250
関市	商工課	関市若草通 3-1	0575-23-6752
中津川市	健康医療課	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111
	商業振興課	中津川市栄町 1-1	0573-66-1111
美濃市	産業課	美濃市 1350	0575-33-1122
瑞浪市	商工課	瑞浪市上平町 1-1	0572-68-2111
羽島市	商工観光課	羽島市竹鼻町 55	058-392-9943
恵那市	商工課	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111
美濃加茂市	商工観光課	美濃加茂市太田町 3431-1	0574-25-2111
土岐市	産業振興課	土岐市土岐津町土岐口 2101	0572-54-1111
各務原市	商工振興課	各務原市那加桜町 1-69	058-383-7284
可児市	産業振興課	可児市広見 1-1	0574-62-1111
山県市	まちづくり・企業支援課	山県市高木 1000-1	0581-22-6831
瑞穂市	市民協働安全課	瑞穂市別府 1288	058-327-4130
	商工農政観光課	瑞穂市宮田 300-2	058-327-2103
飛騨市	商工課	飛騨市古川町本町 2-22	0577-62-8901
本巣市	産業経済課	本巣市三橋 1101 番地 6	058-323-7756
郡上市	商工課	郡上市八幡町島谷 228	0575-67-1808
下呂市	商工課	下呂市森 960	0576-24-2222
海津市	商工観光課	海津市海津町高須 515	0584-53-1374
岐南町	経済環境課	岐南町八剣 7-107	058-247-1370
笠松町	環境経済課	笠松町司町 1	058-388-1114
養老町	産業観光課	養老町高田 798	0584-32-1108
垂井町	産業課	垂井町宮代 2957-11	0584-22-7515
関ヶ原町	地域振興課	関ヶ原町関ヶ原 894-58	0584-43-1112
神戸町	総務課	神戸町神戸 1111	0584-27-0171
輪之内町	産業課	輪之内町四郷 2530-1	0584-69-3138
安八町	企画調整課	安八町氷取 161	0584-64-7101
揖斐川町	商工観光課	揖斐川町三輪 133	0585-22-2111
大野町	まちづくり推進課	揖斐郡大野町大字大野 80 番地	0585-34-1111
池田町	産業課	池田町六之井 1468-1	0585-45-3111
北方町	政策財政課	北方町長谷川 1-1	058-323-1111
坂祝町	総務課	坂祝町取組 46-18	0574-66-2401
富加町	産業環境課	富加町滝田 1511	0574-54-2113
川辺町	産業環境課	川辺町中川辺 1518-4	0574-53-7212
七宗町	ふるさと振興課	七宗町上麻生 2442-3	0574-48-2291
八百津町	地域振興課	八百津町八百津 3903-2	0574-43-2111
白川町	企画課	白川町河岐 715	0574-72-1311
東白川村	地域振興課	東白川村神土 548	0574-78-3111
御嵩町	まちづくり課	御嵩町御嵩 1239-1	0574-67-2111
白川村	観光振興課	白川村鳩谷 517	05769-6-1311

○県の窓口一覧

窓口	住所	電話番号
西濃県事務所 振興防災課振興防災係	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111 (内線 211)
揖斐県事務所 振興防災課振興防災係	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111 (内線 207)
中濃県事務所 振興防災課振興防災係	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011 (内線 209)
可茂県事務所 振興防災課振興防災係	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111 (内線 210)
東濃県事務所 振興防災課振興防災係	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111 (内線 209)
恵那県事務所 振興防災課振興防災係	恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111 (内線 208)
飛騨県事務所 振興防災課振興防災係	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111 (内線 206)

添付書類の詳細について

補助金を申請するには以下の書類が必要です。

○交付の申請に必要な資料

【共通】

- 1 交付申請書（別記第1号様式）
- 2 申請者明細書（別記第2号様式）
- 3 内容明細書（別記第3号様式）
- 4 誓約書（別記第4号様式）

1～4の記入方法については、別紙「申請書の書き方」を参照してください。

- 5 飲食店営業許可または喫茶店営業許可（写）
- 6 通帳の写し

見開きページの部分をコピーしてください

※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分

- 7 直近の確定申告書（写）※税務署の受付印又は受付番号のあるもの

個人事業主の場合：確定申告書の第1表 ※
法人の場合：確定申告書の別表1 ※
E-Tax 申請の場合：確定申告書の別表1 +
（メール受付詳細 or 電子申告完了報告書）

※税務署の受付印又は受付番号のあるものを提出してください。

（E-Tax の場合は必要ありません）

※受付印又は受付番号がない場合は、県税の納税証明書（税額証明）等の提出に代えてください。（納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談下さい。）

- 8 身分を証明する書類の写し（個人事業者のみ）

個人事業主の方のみ提出する必要があります。
（パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等）

- 9 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真

店舗の外観が写るようにする等、申請店舗にステッカーが掲示されていることが写真でわかるようにしてください。

【重要】

添付書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒塗りして提出してください。

【換気設備工事】

1 工事見積書（補助対象事業の工事金額が確認できるもの）の写し

補助事業の内容及び金額を確認するため、工事事業者が発行する工事見積書を添付してください。

- (1) 工事金額、消費税額、合計金額をすべて書くこと。
- (2) 費目は、資材費、労務費、管理費、廃棄物処理費等に区別すること。

・資材費 換気設備の経費

（換気扇、給気口、ダクト、グリル、ベントキャップ等）

・労務費 換気設備を設置するための人件費

（換気設備の取付工事、電気工事、養生、運搬等）

・管理費 法定福利費、労働管理費、安全管理費等

・廃棄物処理費 既存の換気設備等を廃棄するための経費

- (3) 換気扇や給気口等の設備には品番・型番を書くこと。

- (4) 見積書作成日、工事業者名、飲食店名をすべて書くこと。

- (5) 工事に係る労務費や管理費等は、国土交通省「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」を基準とすること。

※令和4年1月～2月に施工した工事については、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」を基準としていること。

2 平面図（設置図面、工事図面）【書き方例：別添1】

※客席の位置の記載のある店舗見取図及び換気設備設置位置がわかる図面

設置予定の換気設備の場所を特定するため、A4 の紙に平面図を書いて添付してください（既存の図面等に以下(1)の情報を手書きするのでも可）。

- (1) 飲食スペース、厨房、通路等を書き、飲食スペースには以下を記載

① 既存の換気扇又は給気口があるときは、設置されている場所

② 設置予定の換気扇の場所と品番・型番

③ 設置予定の給気口の場所と品番・型番

④ 客席の配置図

⑤ 換気を行うスペースの範囲

⑥ 窓・ドアによる換気を実施している場合、その位置・場所

- (2) 飲食スペースが複数の完全個室に分かれているときは個室ごとの換気設備が必要です。

3 工事前の状況がわかる店内写真【書き方例：別添2】

設置予定の換気扇や給気口の場所を特定するため、以下のとおり写真を撮って添付してください。写真の内容は2「平面図(設置図面、工事図面)」の平面図と対照させてください。

- (1) 飲食店内を遠目で撮影し、設置予定の換気扇又は給気口の場所をマーカ一等で「○」し、それぞれの品番・型番を記載。
- (2) 既設の換気扇又は給気口を入れ替えるときは、既設のものにマーカ一等で「○」をし、入れ替える換気扇又は給気口の型番を記載。
- (3) 現場写真は A4 の台紙に貼りつける。

4 仕様書（メーカー発行の換気扇の換気量が分かるもの）

設置予定の換気扇の風量が明記されている仕様書(メーカー発行)を添付してください。換気扇の有効風量は、ダクトの長さや曲がり状況等によって開放風量(仕様書の風量)より小さくなるので十分留意のうえ選定してください。

5 設置設備承諾書（賃貸物件の場合）

※換気設備工事を行うことについての賃貸人（所有者）の承諾書

飲食店がテナント等として入居している場合は、賃貸人(所有者)から承諾を得ている旨を証明するため、様式自由にて承諾書を作成してください。
※県から承諾者に対して、確認の電話等を行う場合があります。

6 換気基準適合チェックシート【書き方例：別添3】

1人あたりの必要換気量を満たす設計になっているかどうかを確認するため、チェックシートに店舗の必要換気量を計算して記載してください。

現在の必要換気量は、現在設置している換気扇の型番から検索して能力を調べてください。不明な場合は必要に応じて、建築士等の専門家や換気設備事業者に測定依頼してください(県から専門家等の紹介はできません)。※どうしても不明の場合は、「不明」とし、施工後の換気量が必要換気量を満たしているかどうか確認してください。

※交付決定の判断のため、現在の換気量がわかることが望ましいです。

飲食する場所が複数の完全個室に分かれているときは(換気を別々にわけて考える必要があるときは)、個室ごとにチェックシートを作成してください。

○実績報告に必要な資料

【共通】

- 1 実績報告書兼請求書（別記第9号様式）
- 2 内容明細書（別記第10号様式）

1～2の記入方法については、別紙「申請書の書き方」を参照してください。

【換気設備工事】

- 1 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し

次の(1)又は(2)のいずれかの書類の写しを添付してください。

(1)工事請負契約書

(2)発注書と発注請書(注文書と注文請書でも結構です。)

※注意事項

- 事業者及び工事業者の押印が必要です。
 - 日付は補助金交付決定日以降です。
 - 印紙 200 円が必要です。(契約金 1 万円以上～200 万円以下)
- ※国税庁の請負に関する契約書の印紙税額の規定等を確認してください。

- 2 工事代金の支払状況が確認できる書類（領収書、振込記録等）の写し

工事代金の支払い状況が確認できる領収書、振込記録等の写しを添付してください。支払額は消費税込みの金額です。

(1)領収書には工事業者の押印と印紙 200 円が必要です(契約金 5 万円以上～200 万円以下)。

(2)振込みの場合、振込手数料を差し引いて支払額を振り込むことはできません。

- 3 工事の完了を証明する書類（工事完了報告書等）の写し

工事業者が発行する、工事が終了したことを証する工事完了報告書の写しを添付してください。

4 工事の実績が確認できる現場写真等【書き方例：別添4】

「換気設備が設置予定の場所に設置されているか」、また「設置予定機種が設置されているか」を確認するため、工事前後の現場写真を添付してください。

(1) 工事後の現場写真は、工事前の写真と同じ方向から撮ること。

(2) 設置した換気扇又は給気口の場所をマーカー等で「○」し、それぞれの品番・型番を記載。

(3) 換気設備の型番を確認できる写真も添付すること。

(4) 写真は A4 の台紙に貼ること。

【空気清浄機の購入費】

1 購入した物品の写真

空気清浄機が店舗に設置されているかを確認するため、店内に設置している現場写真を添付してください。

領収書や仕様書に記載されている品番・型番のものと同一であると確認するため、空気清浄機本体に貼付されている仕様ラベル等の写真も貼付してください。

2 購入日時、金額等がわかる書類の写し

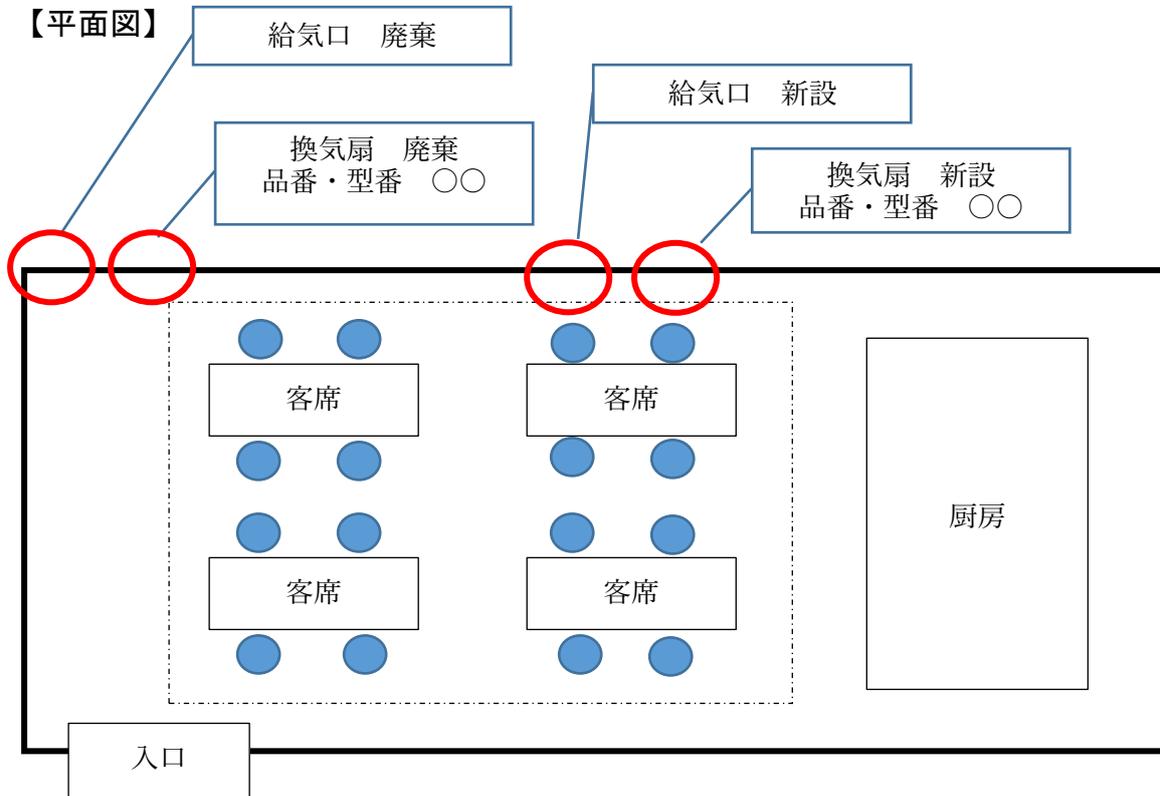
(レシート、領収書、クレジットカード、キャッシュレス決済の利用明細等)

期間内に空気清浄機を購入して支払いしたことを確認するため、領収書等の証拠書類を添付してください。

3 購入した物品の仕様がわかる書類の写し（仕様書、説明書等）

購入した空気清浄機が、HEPA フィルター搭載のもので、風量毎分5立米のものかどうか確認するため、製品の仕様(カタログ、ホームページの写し等)がわかるものを添付してください。

平面図（設置図面、工事図面）の作成例



※点線部分が客席（換気を行うスペースの範囲）

【説明（工事内容を記載すること）】

- ・客席は16席であり、従業員が常時2名は客席にいるため、必要換気量は540m³。
- ・現在の換気扇の性能は300m³のため、現在の換気扇及び給気口を廃棄し、550m³の換気扇及び給気口を新設する。

【記載にあたっての留意事項】

- ・飲食スペースが複数の完全個室に分かれているとき（換気を別々に考える必要があるとき）は個室ごとの換気設備が必要のため、個室ごとに平面図を作成してください。
- ・平面図は手書き、パワーポイント等による作成のほか、既存の図面等に手書きで追記することでも構いません。

工事前の状況がわかる店内写真の作成例

給気口 廃棄

換気扇 廃棄

給気口 新設
品番・型番 ○○

換気扇 新設
品番・型番 ○○



必要換気量適合チェックシート（記載例）

- ① 客席に完全な個室がある場合は、該当個室ごとにチェックシートを作成してください。
 ② で該当するものを全て記入してください。申請者欄にもチェックを入れてください。

申請する営業所の名称、屋号又は商号	居酒屋 岐阜県
(完全個室の場合)部屋番号	【例 個室A、座敷 1】

必要な換気量					同じ人数です	申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 欄	審査確認 <input checked="" type="checkbox"/> 欄
一部屋あたりの人数 (客席数+常時部屋内にいる従業員数)	客席 16人	+	従業員 2人	=	18人	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
必要な換気量	30m ³ /時	×	18人	=	540 m ³ /時	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事前の換気・給気の状態		申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 欄	食品衛生 協会 <input checked="" type="checkbox"/> 欄
工事前の換気扇の数	1 基	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事前の換気扇の有効風量	300 m ³ /時	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事前の給気の状態	該当するものに「○」を付けてください。 給気口・窓・ドア・その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	給気口に「○」した場合はその数 1 基	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事後の換気・給気の状態		同じ基数です	申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 欄	食品衛生 協会 <input checked="" type="checkbox"/> 欄
工事後の換気の状態	工事前の換気扇の数	1 基	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	撤去する換気扇の数	1 基		
	新たに設置する換気扇の数	1 基		
	工事後の換気扇の総数	1 基		
	工事後の換気扇の総有効風量	550 m ³ /時		
工事後の給気の状態	該当するものに「○」を付けてください。 給気口・窓・ドア・その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(工事前の数)-(撤去する数)+(新たに設置する数) 給気口に「○」した場合	原則、必要換気量（この場合540m ³ /時）よりも大きな風量が必要です。仕様書等を確認の上、記載してください。		
排気口と給気口が、換気上適切な位置に設置されているか。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

工事の実績がわかる店内写真の作成例

給気口 廃棄済

換気扇 廃棄済

給気口 新設済
品番・型番 ○○

換気扇 新設済
品番・型番 ○○



岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内の飲食店において飲食業を営む者（以下「補助事業者」という。）が行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県飲食店換気対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「飲食店」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け営業する施設であつて、知事が認めるものをいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を

締結し、これを利用している個人又は法人等

- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする個人又は法人等
- (10) 県税の滞納がある個人又は法人等

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。

- (1) 国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業
- (2) 政治又は宗教を目的とする事業

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、別記第2号様式から別記第4号様式まで及び知事が別に定める書類を添えて、これを知事に提出するものとする。

- 2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 別表に定める補助対象事業間で経費の流用を行わないこと。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第6号様式により行うものとする。

- 2 知事は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の申請を調査した結果、交付しないことを決定したときは、別記第7号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

- 2 前項の申請の取下げをしようとする場合は、交付申請取下書（別記第8号様式）を知

事に提出するものとする。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第9号様式）に、別記第10号様式及び知事が別に定める書類を添えて、これを知事に提出するものとする。
- 2 令和4年1月1日から規則第4条の交付の申請をする日までの間に完了した補助対象事業については、当該交付の申請をもって規則第13条の規定による実績報告を行ったものとみなす。
 - 3 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(額の確定)

- 第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第11号様式により行うものとする。
- 2 令和4年1月1日から規則第4条の交付の申請をする日までの間に完了した補助対象事業については、規則第5条及び第7条の規定による補助金の交付決定及びその通知をもって規則第14条の規定による補助金の額の確定及びその通知を行ったものとみなす。
 - 3 知事は、規則第14条の規定により補助金の実績報告の内容を調査した結果、交付決定内容に適合しないと認めたときは、別記第12号様式により当該申請した者に通知するものとする。

(立入検査等)

- 第11条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者から報告を求め、又は調査を行うことができる。

(暴力団の排除等)

- 第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

- 第13条 規則第21条第2号の知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第14条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

（補助対象事業の表示）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後、補助対象事業により整備した物品等に、補助金を受けて事業を実施した旨を表示するよう努めるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>飲食店において、換気対策のために設置する換気設備の設置工事（令和4年1月1日から令和4年10月31日までに完了する工事に限る。）</p>	<p>換気設備の設置工事に要する次の経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費（工事請負契約等により設置するものに限る。） ・ 資材費 ・ 施工費 ・ 運搬費 ・ 管理費 ・ その他知事が必要と認める経費 	<p>1 飲食店当たり 500 千円を上限（補助率 10/10）</p>
<p>飲食店において、換気対策のため設置する空気清浄機の購入（令和4年1月1日から令和4年10月31日までに購入するものに限る。）（上欄に掲げる事業を実施した場合に限る。）</p>	<p>空気清浄機の購入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、1 飲食店当たり 1 台に限る。</p>	<p>1 飲食店当たり 100 千円を上限（補助率 10/10）</p>

第1号様式（第5条関係）

令和4年 月 日

岐阜県知事 様

住所 (法人は本社所在地・個人は自宅住所)	〒
申請者 (法人は法人名とその代表者名・個人は個人の氏名)	

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
交付申請書

岐阜県飲食店換気対策支援補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額	税抜金額 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 ※1,000円未満切り捨ての金額とすること。 ※申請する飲食店が1店舗の場合は、別記第3号様式に記入した交付申請額とすること。 ※申請する飲食店が複数ある場合は、飲食店ごとの交付申請額（別記第3号様式に記入した交付申請額）の合計金額を記入すること。											0	0	0
										0	0	0		
2 飲食店数	申請飲食店数 <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 店													

(注) 別記第2号様式から第4号様式までを添付すること。

第2号様式（第5条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
申請者明細書

1. 申請者

申請者の種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/>	法人	法人番号 (13桁)																
	<input type="checkbox"/>	個人事業者	個人事業者の 自宅住所 (※1)	〒															
			生年月日 (西暦)	年			月			日生									
担当者及び 日中の 連絡先 (※2)	所属 部署						フリガナ												
	連絡先						氏名												
			TEL/携帯番号																
			— —																

※1) 本人確認書類と同じ住所を記入すること。

※2) 法人及び個人事業主いずれも本申請に関して問合せ対応できる方を記入すること。

2. 振込先（通帳等に記載のとおり正確に記入すること）

金融機関名				銀行・金庫・組合・農協・漁協															
	コード																		
支店名				本店・支店・出張所・本所・支所															
	コード				※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載														
預金種類 (該当に○)	1 普通			2 当座			3 納税準備			4 貯蓄									
口座番号																			
(フリガナ) 口座名義人	-----																		

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載すること。

※必ず申請者名義の口座を指定すること。（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限る。）

店舗ごとに1枚必要です

第3号様式（第5条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
内容明細書（換気設備工事に用）

飲食店名			
<input type="checkbox"/>	※令和4年1月1日から10月31日の期間の新規開業の場合はチェック		
店舗所在地	〒		
交付申請額	税抜金額	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	円
<p>※1,000円未満切り捨ての金額とすること。 ※合計金額（税抜）のうち500,000円以内の金額とすること。</p>			

	費目	金額
経費内訳 （資材費、施工費、運搬費、管理費等） ※消費税は補助対象外 ※記入欄が不足する場合は、任意の用紙に同様の内訳を記載して添付してください。 ※複数店舗の工事をまとめて同一業者に見積もりする場合、店舗ごとの見積もりが分かるように記載してください。 ※対応する工事見積書の写しを提出してください。		円
		円
	※別添見積書のとおり	円
		円
		円
	補助対象経費合計（税抜）	円
申請額合計 ※申請の上限額は1店舗当たり50万円です。 ※金額の合計が50万円に満たない場合は、その合計金額が申請額の上限となります。	(税抜)	円
工事実施（予定）時期	令和4年 月 日 から 令和4年 月 日 まで	

店舗ごとに1枚必要です

第3号様式（第5条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
内容明細書（空気清浄機用）

飲食店名	
店舗所在地	〒
交付申請額	税抜金額 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 ※1,000円未満切り捨ての金額とすること。 ※金額（税抜）のうち100,000円以内の金額とすること。
物品購入（予定）日	令和 年 月 日
物品購入（予定）金額	税抜金額 <input type="text" value=""/> 円

第4号様式（第5条関係）

令和4年 月 日

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県飲食店換気対策支援補助金に関し、次のとおり誓約します。

- 申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱第3条の規定に該当しません。
- 補助対象事業は、他の補助制度を受けていません。
- 補助対象事業は、その実施について、建物所有者から承諾が得られています（賃貸物件の場合）。

所在地 〒
住所

事業者 事業者名
役職
氏名

(注)

※氏名は自筆で記入すること。

(氏名のゴム印等は不可)

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇 印

岐阜県飲食店換気対策支援補助金の交付決定について

令和4年 月 日付けで申請のあった、岐阜県飲食店換気対策支援補助金については、岐阜県補助金等交付規則第5条第1項の規定により交付することを決定したので通知します。

- 1 金額 金 円
- 2 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱に従うこと。

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇 印

岐阜県飲食店換気対策支援補助金の不交付の決定について

令和 年 月 日付けで申請のあった、岐阜県飲食店換気対策支援補助金については、下記の理由により不交付としたため、通知します。

記

1 不交付理由

岐阜県知事 様

住所 (法人は本社所在地・個人 は自宅住所)	〒
申請者 (法人は法人名とその代表 者名・個人は個人の氏名)	

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
実績報告書

岐阜県飲食店換気対策支援補助金の事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績額	税抜金額 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 ※1,000円未満切り捨ての金額とすること。 ※申請する飲食店が1店舗の場合は、別記第10号様式に記入した実績額とすること。 ※申請する飲食店が複数ある場合は、飲食店ごとの実績額（別記第10号様式に記入した実績額）の合計金額を記入すること。											0	0	0
										0	0	0		
2 飲食店数	飲食店数 <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 店													
3 交付決定額	税抜金額 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 ※文書で通知した交付決定額を記載してください。											0	0	0
										0	0	0		

(注) 別記第10号様式を添付すること。

店舗ごとに1枚必要です

第10号様式（第9条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
内容明細書（換気設備工事用）

飲食店名							
<input type="checkbox"/> ※令和4年1月1日から10月31日の期間の新規開業の場合はチェック							
店舗所在地	〒						
実績額	税抜金額 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 ※1,000円未満切り捨ての金額とすること。 ※合計金額（税抜）のうち500,000円以内の金額とすること。				0	0	0
			0	0	0		
工事実施着手日 及び完了日	令和4年 月 日 から 令和4年 月 日 まで						

店舗ごとに1枚必要です

第10号様式（第9条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
内容明細書（空気清浄機用）

飲食店名	
店舗所在地	〒
実績額	税抜金額 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 ※1,000円未満切り捨ての金額とすること。 ※金額（税抜）のうち100,000円以内の金額とすること。
物品購入日	令和4年 月 日
物品購入金額	税抜金額 <input type="text" value=""/> 円

第11号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇 印

岐阜県飲食店換気対策支援補助金の額の確定について

令和4年 月 日付けで申請のあった、岐阜県飲食店換気対策支援補助金については、令和4年 月 日第 号で交付決定したところですが、岐阜県補助金等交付規則第14条の規定により額の確定をしたので通知します。

- 1 金額 金 円
- 2 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱に従うこと。

第12号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇 印

岐阜県飲食店換気対策支援補助金の不支給について

令和4年 月 日付けで申請のあった、岐阜県飲食店換気対策支援補助金については、令和4年 月 日第 号で交付決定したところですが、下記の理由により補助金を支給しないこととしたため、通知します。

記

1 不支給理由

第8号様式（第8条関係）

令和4年 月 日

岐阜県知事 様

住所 (法人は本社所在地・個人 は自宅住所)	〒
申請者 (法人は法人名とその代表 者名・個人は個人の氏名)	

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
交付申請取下書

岐阜県飲食店換気対策支援補助金については、下記の理由により取り下げます。

記

1 申請年月日	年 月 日
2 交付決定	年 月 日付 第 号
3 交付決定額	円
4 取り下げ理由	

(注) 不要の欄については、斜線を引くこと。

岐阜県知事 様

住所 (法人は本社所在地・個人 は自宅住所)	〒
申請者 (法人は法人名とその代表 者名・個人は個人の氏名)	

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
補助対象事業変更等承認申請書

岐阜県飲食店換気対策支援補助金に係る

{ 事業の内容を変更したいので
事業の中止・廃止をしたいので } 下記のとおり申請します。

記

1 申請年月日	年 月 日
2 交付決定	年 月 日付 第 号
3 交付決定額	円
4 変更承認申請額	円
5 変更理由	
6 変更の内容	
7 中止・廃止理由	

(注) 不要の欄については、斜線を引くこと。

支出内訳（別紙）及び変更の内容がわかる書類を添付すること。

申請日を必ず記入してください

第1号様式（第5条関係）

令和4年 月 日

岐阜県知事 様

住所 (法人は本社所在地・個人は自宅住所)	〒〇〇〇—〇〇〇〇 法人:本社所在地 個人:自宅住所(身分証明書の住所)
申請者 (法人は法人名とその代表者名・個人は個人の氏名)	法人:株式会社〇〇(法人名) 代表取締役〇〇〇(代表者名) 個人:氏名(代表者名)

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
交付申請書

岐阜県飲食店換気対策

1店舗につき税抜き 600,000 円まで
1,000 円未満切り捨て
※2店舗以上ある場合は合計金額

で申請します。

1 交付申請額	税抜金額 <table border="1"><tr><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円 ※1,000 円未満切り捨ての金額とすること。 ※申請する飲食店が1店舗の場合は、別記第3号様式に記入した交付申請額とすること。 ※申請する飲食店が複数ある場合は、飲食店換気対策支援補助金交付申請書(別記第4号様式)に記入した交付申請額)の合計金額を記入すること。	6	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0		
2 飲食店数	申請飲食店数 <table border="1"><tr><td>1</td></tr></table> 店	1					
1							

今回申請する店舗の数

(注) 別記第2号様式から第4号様式までを添付すること。

第2号様式（第5条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金

法人の場合は法人番号を必ず記入してください

1. 申請者

申請者の種別 (いずれか選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号 (13桁)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の 自宅住所 (※1)	〒〇〇〇—〇〇〇〇 自宅住所(身分証明書の住所)									
		生年月日 (西暦)	19〇〇年 〇月 〇日生									
担当者名及び 日中の連絡先 (※2)	所属部署	〇〇部	フリガナ									
	連絡先	氏名	〇〇 〇〇	TEL/携帯番号〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇								

個人の場合のみ記入してください

氏名・連絡先は個人・法人に関わらず記入してください
※補助金の申請に関する担当の方の氏名、
日中の連絡が可能な電話番号を記入してください

金融機関名	〇〇	銀行 金庫・組合・農協・漁協					
	コード 0 0 0 0						
支店名	〇〇	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載					
	コード 0 0 0						
種別	1 普通	2 当座	3 納税準備	4 貯蓄			
口座番号	0	1	2	3	4	5	6
(フリガナ) 口座名義人	個人:申請者の名義 法人:法人名義						

口座番号が6桁以下の場合は、
初めに「0」を記入してください

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載すること。

※必ず申請者名義の口座を指定すること。(申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限る。)

店舗ごとに1枚必要です

第3号様式（第5条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
内容明細書（換気設備工費用）

新規オープン店舗の場合 はチェック	<input type="checkbox"/>	※令和4年1月1日から10月31日の期間の新規開業の場合はチェック						
店舗所在地	〒 営業許可の店舗住所							
交付申請額	税抜金額	<table border="1"><tr><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> 円	5	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0			
※1,000円未満切り捨ての金額とすること。 ※合計金額（税抜）のうち500,000円以内の金額とすること。								

費目	金額
内訳の記載は必要ありません。 (見積書で確認します。)	
費、管理費等	円
※消費税は補助対象外	
※記入欄が不足する場合は、任意の用紙に同様の内訳を記載して添付してください。	円
※複数店舗の工事をまとめ	
※別添見積書のとおり	円
工事見積書の合計金額を税抜価格で記載してください。	円
※対応する工事見積書の写しを提出してください。	円
補助対象経費 合計（税抜）	800,000 円
工事予定期間を記載してください。 終期は10月31日までの日付としてください。	(税抜) 500,000 円
その合計金額が申請額の上限となります。	
工事实施（予定）時期	令和4年 月 日 から 令和4年 月 日 まで

【補足】

申請時点で、換気設備工事契約後の場合(募集要項のP10及びP12に該当する場合)、本様式は不要です。実績報告用の第10号様式を記載し、添付資料を準備願います。

店舗ごとに1枚必要です

第3号様式（第5条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
内容明細書（空気清浄機用）

飲食店名	営業許可の店舗名						
店舗所在地	〒	省略					
購入予定時期を記載してください。 10月31日までの日付としてください。	金額	1	0	0	0	0	円
	※1,000円未満切り捨ての金額とすること。 金額（税抜）のうち100,000円以内の金額とすること。						
物品購入（予定）日	令和	年	月	日			
物品購入（予定）金額	税抜金額	1	5	0	0	0	円

購入予定金額を税抜きで記載してください。

交付決定後に実際に購入した空気清浄機の価格が、交付決定額を上回っていた場合、事業変更届の提出が必要となります。上限10万円未満で申請する場合はご注意ください。

【補足】

- 申請時点で、換気設備工事契約前であり、空気清浄機購入後の場合(募集要項のP9に該当する場合)、本様式については、購入済の空気清浄機の購入日と購入金額を記載願います。
※製品の写真やレシート等の資料については、実績報告時に提出願います。
- 申請時点で、換気設備工事契約後であり、空気清浄機購入後の場合(募集要項のP10に該当する場合)、本様式は不要です。実績報告用の第10号様式を記載し、添付資料を準備願います。

第1号様式に記入した申請日と同じ日を記入してください。

第4号様式（第5条関係）

令和4年 月 日

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県飲食店換気対策支援補助金に関し、次のとおり誓約します。

- 申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱第3条の規定に該当しません。
- 補助対象事業は、他の補助制度を受けていません。
- 補助対象事業は、その実施について、建物所有者から承諾が得られています（賃貸物件の場合）。

所在地 〒○○○—○○○○

住所 個人:自宅住所(身分証明書の住所)
法人:本社所在地

事業者 事業者名 個人:店舗名 法人:事業者名

役職 個人は空欄でも可

氏名 氏名は必ず自筆で記入してください

(注)

※氏名は自筆で記入すること。

報告日を必ず記入してください

第9号様式（第9条関係）

令和4年 月 日

岐阜県知事 様

住所 (法人は本社所在地・個人は自宅住所)	〒〇〇〇—〇〇〇〇 法人:本社所在地 個人:自宅住所(身分証明書の住所)
申請者 (法人は法人名とその代表者名・個人は個人の氏名)	法人:株式会社〇〇(法人名) 代表取締役〇〇〇(代表者名) 個人:氏名(代表者名)

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
実績報告書

岐阜県飲食店換気対策支援補助金の実績報告書を作成し、関係書類を添えて報告します。

1店舗につき税抜き 600,000 円まで
1,000 円未満切り捨て
※2店舗以上ある場合は合計金額

1 実績額	税抜金額	600000 円
	※1,000 円未満切り捨ての金額とすること。 ※申請する飲食店が1店舗の場合、申請した店舗の実績額を記載すること。 ※申請する飲食店が複数ある場合は、申請した店舗の実績額(別記第10号様式に記入した実績額)の合計金額を記入すること。	
	店舗数	1 店
3 交付決定額	税抜金額	600000 円
	※文書で通知した交付決定額を記載してください。	

実績報告する店舗の数

交付決定通知記載の決定額

(注) 別記第10号様式を添付すること。

店舗ごとに1枚必要です

第10号様式（第9条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
内容明細書（換気設備工事用）

新規オープン店舗の場合
はチェック

営業許可の店舗名

※令和4年1月1日から10月31日の期間の新規開業の場合はチェック

店舗所在地

〒

営業許可の店舗住所

工事实績期間を記載してください。
1日で完了した場合は同じ日付を記載

税抜金額

5 0 0 0 0 0 円

※1,000円未満切り捨ての金額とすること。

※合計金額（税抜）のうち500,000円以内の金額とすること。

工事实施着手日
及び完了日

令和4年 月 日

から

令和4年 月 日 まで

店舗ごとに1枚必要です

第10号様式（第9条関係）

岐阜県飲食店換気対策支援補助金
内容明細書（空気清浄機用）

飲食店名	営業許可の店舗名						
店舗所在地	〒	省略					
	税抜金額	1	0	0	0	0	円
		未満切り捨ての金額とすること。 額（税抜）のうち100,000円以内の金額とすること。					
物品購入日	令和4年		月		日		
物品購入金額	税抜金額	1	5	0	0	0	円

購入日を記載してください。

購入金額を税抜で記載してください。

必要換気量適合チェックシート

- ① 客席に完全な個室がある場合は、該当個室ごとにチェックシートを作成してください。
- ② で該当するものを全て記入してください。申請者 欄にもチェックを入れてください。

申請する営業所の名称、屋号又は商号	
(完全個室の場合) 部屋番号	【例 個室A、座敷 1】

必要な換気量					申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 欄	審査確認 <input checked="" type="checkbox"/> 欄
一部屋あたりの人数 (客席数+常時部屋内にいる従業員数)	客席 人	+	従業員 人	=	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
必要な換気量	30m ³ /時	×		=	m ³ /時	<input type="checkbox"/>

工事前の換気・給気の状態			申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 欄	審査確認 <input checked="" type="checkbox"/> 欄
工事前の換気扇の数	基		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事前の換気扇の有効風量	m ³ /時		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事前の給気の状態	該当するものに「○」を付けてください。 給気口・窓・ドア・その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	給気口に「○」した場合はその数 基		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事後の換気・給気の状態			申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 欄	審査確認 <input checked="" type="checkbox"/> 欄
工事後の換気の状態	工事前の換気扇の数	基	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	撤去する換気扇の数	基		
	新たに設置する換気扇の数	基		
	工事後の換気扇の総数	基		
	工事後の換気扇の総有効風量	m ³ /時	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事後の給気の状態	該当するものに「○」を付けてください。 給気口・窓・ドア・その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	給気口に「○」した場合	(工事前の数)-(撤去する数)+(新たに設置する数)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		基	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
排気口と給気口が、換気上適切な位置に設置されているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

★事業者確認用★ 提出書類のチェックリスト

※本チェックリストは提出していただく必要はありません。

<申請者ごとに必要な書類>

申請書及び添付書類	個人 事業者	法人
1. 交付申請書(別記第1号様式)		
▶申請日、住所、申請者名に記載漏れはありませんか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶申請金額・飲食店数は、全店舗分をまとめた金額・数になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 申請者明細書(別記第2号様式)		
▶法人番号は記載されていますか。	/	<input type="checkbox"/>
▶振込先の金融機関名、口座番号、名義人に誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 誓約書(別記第4号様式)		
▶氏名は代表者の直筆となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 通帳の写し		
▶見開きページ部分のコピーとなっていますか？ ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、 口座番号が記載の部分がコピーできていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 直近の確定申告書(写) または県税の納税証明書(税額証明)		
≪個人事業主の場合≫ ▶確定申告書の 第1表 のコピーとなっていますか？ ※受付印・受付番号がない場合は、県税の納税証明書(税額証明)を提出 ※E-Taxの場合は、確定申告書の 第1表 + (メール受付詳細 or 電子申告完了報告書)のコピーを提出。	<input type="checkbox"/>	/
≪法人の場合≫ ▶確定申告書の 別表1 のコピーとなっていますか？ ※受付印・受付番号がない場合は、県税の納税証明書(税額証明)を提出 ※E-Taxの場合は、確定申告書の 別表1 + (メール受付詳細 or 電子申告完了報告書)のコピーを提出	/	<input type="checkbox"/>
6. 身分を証明する書類の写し(個人事業者のみ) (パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等)		
▶申請者の氏名、住所が記載されている部分のコピーとなっていますか？ (交付申請書や申請者明細書の記載住所と合っていますか？)	<input type="checkbox"/>	/
7. 実績報告書兼請求書(別記第9号様式)		
▶申請日、住所、申請者名に記載漏れはありませんか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶申請金額・飲食店数は、全店舗分をまとめた金額・数になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<店舗ごとに必要な書類>

○申請に必要な資料

8. 飲食店営業許可または喫茶店営業許可(写)		
▶有効期限内の許可書のコピーとなっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真		
▶申請店舗にステッカーが掲示してあることがわかる写真となっていますか？(ステッカーの接写だけでなく、店舗外観等がわかる写真ですか？)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 内容明細書(別記第3号様式)		
【換気設備工事】		
▶交付申請額・補助対象事業経費の合計は税抜価格となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶工事予定期間は10月31日までの日付となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶申請時点で工事をすでに実施している場合、募集要項P10またはP12の留意事項を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【空気清浄機】		
▶交付申請額・購入予定金額の合計は税抜価格となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶購入予定日は10月31日までの日付となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶申請時点で空気清浄機をすでに購入している場合、募集要項P9またはP10の留意事項を確認しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 工事見積書		
▶見積書は費目毎に金額が書かれていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶複数店舗の申請の場合、店舗毎の見積額がわかるようになっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶換気扇の品番・型番が記載されていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 平面図(設置図面、工事図面)		
▶客席の位置や換気設備の設置場所等がわかる図面になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶換気扇や給気口の品番・型番が書かれていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶客席に個室がある場合、個室毎の平面図を作成していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 工事前の状況がわかる店内写真		
▶写真は平面図と対照した内容になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▶今はどこに換気設備が設置されているか、 工事でどこに換気設備を設置するかがわかる内容となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶換気扇や給気口の品番・型番が書かれていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 仕様書(メーカー発行の換気扇の換気量が分かるもの)		
▶換気扇の風量が明記されていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶品番・型番は平面図や写真で書いたものと一致していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 設置設備承諾書(賃貸物件の場合)		
▶賃貸人の名前、住所、印鑑・サイン等が書かれた内容となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 換気基準適合チェックシート		
▶工事後の風量は、必要換気量を満たすものとなっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶工事後の風量は、仕様書の風量と一致していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶現在(工事前)の換気量は記載されていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶客席に個室がある場合、個室毎のチェックシートを作成していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○実績報告に必要な資料

17. 内容明細書(別記第10号様式)		
【換気設備工事】		
▶交付申請額は税抜価格となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶工事期間は10月31日までの日付となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【空気清浄機】		
▶交付申請額は税抜価格となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶購入日は10月31日までの日付となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し		
▶契約日・発注日の日付は補助金交付決定日以降になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶事業者及び工事業者の押印や収入印紙はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

19. 工事代金の支払状況が確認できる書類(領収書、振込記録等)の写し		
▶支払金額は契約書や見積書と合っていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶領収書は明細がわかる内容となっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶領収書には工事業者の押印や収入印紙はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶支払日は10月31日よりも前の日付になっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 工事の完了を証明する書類(工事完了報告書等)の写し		
▶工事完了日は10月31日よりも前の日付になっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21. 工事の実績が確認できる現場写真等		
▶申請書に貼付した工事前の写真と同じ方向から撮影していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶換気扇や給気口の品番・型番が書かれていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶換気設備の型番等がわかる写真が貼付されていますか？ (取り付け後の撮影が難しい場合は、取り付け前に製品を接写。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【空気清浄機】		
22. 購入した物品の写真		
▶空気清浄機が店舗に設置されていることがわかる写真になっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▶空気清浄機本体に貼付されている仕様ラベル等の写真はありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23. 購入した物品の写真購入日時、金額等がわかる書類の写し (レシート、領収書等)		
▶購入品名、購入日(支払日)、金額がわかるもののコピーとなっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24. 購入した物品の仕様がわかる書類の写し (仕様書、説明書等)		
▶購入した物品の性能等の仕様がわかる書類のコピーとなっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○その他		
25. 個人番号(マイナンバー)		
▶個人番号(マイナンバー)が記載されている部分は黒塗りしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

岐阜県飲食店換気対策支援補助金に関する よくあるご質問

令和4年6月30日

【 1. 補助金制度について（共通事項） 】

Q 1. 補助対象となる施設は？

A. 岐阜県内の飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得している第三者認証店（新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店）が対象となります。

Q 2. なぜ飲食店だけが対象なのか？

A. 飲食店は、マスクを外す機会が多く、また、換気の悪い場所での飛沫感染やエアロゾル感染（空気中に浮遊するウイルスを吸い込んだ結果、感染すること）のリスクが高いとされていることから、飲食店に限定した換気対策の支援を実施することとしました。

【国立感染症研究所（R4. 3. 28 公表資料）】

- ・新型コロナウイルスは、感染者の鼻や口から放出される感染性ウイルスを含む粒子に、感受性者が曝露されることで感染する。
- ・その経路は主に3つあり、①エアロゾル感染（空中に浮遊するウイルスを含むエアロゾルを吸い込むこと）②飛沫感染（ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に付着すること）③接触感染（ウイルスを含む飛沫を直接接触したか、ウイルスが付着したものの表面を触った手指で露出した粘膜を触ること）である。

Q 3. 第三者認証店でなければ補助を受けられないのか？

A. 第三者認証店であることが要件ですが、今後認証を取得していただく場合は補助対象事業者となります。認証未取得の場合、交付申請の時点で認証を取得している必要がありますので、事前に申し込みください。

Q 4. なぜこの時期に制度を開始することになったのか？

A. 夏場においては、エアコン等の冷房器具の活用により、換気が不徹底となりやすいことから、換気の悪い密閉空間を改善するため、換気設備の導入を支援することで、さらなる感染防止対策を促進します。

また、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾル感染が多いとされており、こうした感染リスクの低減を目的とし、効率的な換気を促進し、更なる感染対策を行うこととしました。

Q 5. 昨年度は「アクリル板」と「CO2センサー」の補助制度を行っていたが、今回の「換気対策」を含め、なぜ別々の補助制度としたのか？

A. 第5波においては、「デルタ株」が主流となっており、飛沫感染が主な感染拡大要因とされていたため、飛沫感染を防ぐ効果的な対策として「アクリル板」と「CO2センサー」の補助を実施しました。

第6波においては、より感染力の強い「オミクロン株」が主流となっており、換気の悪い場所における飛沫感染やエアロゾル感染が多いとされているため、こうした感染リスクの更なる低減を目的とし、今般、換気設備における補助制度を創設することとしました。

様々なメニューを組み合わせた補助制度を創設することも可能ではありましたが、その時々の特徴・ニーズを捉えた的確な支援を目的としています。

Q 6. なぜ対象期間を令和4年1月1日以降に工事契約・購入したものにしたのか？

A. 令和4年1月以降、「オミクロン株」により感染が拡大し、換気の悪い場所における飛沫感染やエアロゾル感染が多いとされています。そのため、オミクロン株の拡大により、換気設備のニーズが高まった時期をもとに対象期間を設定しました。

Q 7. 第三者認証店は既に必要換気量を満たしているはずであり、当該制度の対象とする必要性はあるのか？

A. 第三者認証店が実施する「密閉（換気）対策」は、換気扇などの換気設備がない場合、窓開けによる換気を適切に実施することを確認できれば認証しており、認証店では必ずしも必要換気量を満たす換気設備を有しているわけではないため、既に認証を取得している店舗も当該制度の対象となります。

Q 8. 消費税が対象外となるのはなぜか？

A. 消費税法上、補助金は非課税となります。

補助対象経費に消費税を含めた場合、事業者の事業にかかる消費税は実質ゼロとなります。その後、事業者が事業にかかった経費を控除対象額として算入した場合、確定申告等により消費税相当分の還付を受けることができます。そうすると、事業者は消費税分の補助金の交付を受け、なおかつ消費税相当分の還付を受けることとなり、2重交付の状態となります。

この場合、消費税相当分の還付額を県へ返還する必要がありますが、この返還手続きを全ての課税事業者が行う必要が出てくることから、今回の補助制度ではあらかじめ消費税を対象外として制度設計しております。

Q 9. 本社が県外にある事業者は対象か？

A. 本社の所在地に関わらず、県内にある飲食店が対象です。

Q 10. 複数店舗を持つ事業者は、全店舗分が対象となるのか？

A. 県内にある飲食店1店舗ごとに申請いただくことが可能です。

Q 1 1. 県内企業と契約または県内企業から購入する必要があるか？

A. 県内企業に限定してはませんが、地域経済活性化の観点から、できるだけ県内企業を利用いただければ幸いです。

Q 1 2. ホテルや旅館は対象になるのか？

A. ホテルや旅館などの宿泊施設は対象外となります。ただし、宿泊施設内にテナントとして入る飲食店等は対象となります。

【 2. 換気設備の設置・改修工事について 】

Q 1 3. 必要換気量とはなにか？ どうやって必要換気量を計算するのか？

A. 必要換気量とは、一人あたり毎時 30 m³以上で、この換気量が確保されていれば、感染リスクが高まる目安とされる CO2 濃度 1,000ppm 以下を保つことができるとされています。

例えば、客席数が 20 席ならば、毎時 600 m³ (30 m³×20 人) 以上の換気量が必要となります。従前設置されていた換気扇の風量が毎時 600 m³未満で、600 m³以上の換気扇を設置するならば、補助対象となります。

現在設置している換気扇の型番を見て能力を調べたり、専門業者に能力を測定してもらうなどして、必要換気量を満たしているかご確認ください。

Q 1 4. どのような設備が補助対象となるか？

A. 客席の換気を行う換気設備の設置・改修にかかる工事費用が対象となります。

また、換気扇を使用するために必要な附帯設備（排気口・給気口、ダクトやフードなど）の工事費用も対象となります。

Q 1 5. 設置する換気扇に機種等の指定はあるか？

- A. 厚生労働省が推奨している、必要換気量（一人あたり毎時 30 m³以上）を満たした性能を有する換気設備であれば補助対象となります。

Q 1 6. 既に換気設備工事を実施しているが、補助されるのか？

- A. 令和 4 年 1 月 1 日以降に工事着手（契約）したものであり、Q 1 5 の仕様を満たしていれば補助対象となります。実施を証明できるもの（工事完了届、領収書等）の提出が必要となります。

Q 1 7. 既に換気設備工事を実施済みで、工事の契約書や領収書等を廃棄してしまったが、絶対に必要なのか？

- A. 対象期間内に契約～支払いまで行っていることを確認する必要があります。施工業者等に問い合わせして、証明書を取り寄せるなど、可能な限り書類を集めてください。

Q 1 8. 申請後に工事内容を変更することは可能か？

- A. 交付決定前の変更の場合は、速やかに事務局あてにご連絡ください。
交付決定後、事業の内容を変更する場合は、変更等承認申請書を提出いただき、再度内容を審査します。

Q 1 9. 申請後に工事を中止することは可能か？

- A. 交付決定前に中止する場合は、速やかに事務局あてにご連絡ください。
事業を中止する場合は、変更等承認申請を提出してください。

Q 2 0. 換気設備の修理、清掃は補助対象となりますか？

A. 補助対象外です。

Q 2 1. 換気機能付きのエアコンは補助対象となりますか？

A. 補助対象外です。

当該補助金は、換気対策に資する費用を補助することを目的としており、たとえ換気機能が備えられたエアコンであっても、エアコンの主目的はあくまで空気調和であるため、対象外としております。

Q 2 2. 工事費が50万円を超える場合は、補助されないのか？

A. 補助額の上限である50万円までが交付されます。ただし、50万円を超えた差額については自己負担となります。

Q 2 3. 賃貸の店舗でも申請はできますか？

A. 賃貸人（所有者）から承諾が得られていれば申請可能です。申請の際に、賃貸人（所有者）からの承諾書を添付してください。

【 3. 空気清浄機の購入補助について 】

Q 2 4. 空気清浄機のみ購入した場合補助されるのか？

A. 補助対象外です。換気設備工事に併せて空気清浄機を購入した場合に限り補助対象となります。

Q 2 5. なぜ換気設備と組み合わせなければ補助されないのか？

- A. 換気の悪い密閉空間を改善するため、厚生労働省は換気設備の稼働及び窓を開けての換気に併せ、空気清浄機を併用することを推奨しています。空気清浄機はあくまで換気設備の補助的な役割であるため、換気設備と組み合わせる場合のみ対象としております。
- また、本県の感染症対策専門家委員からも換気設備と空気清浄機を組み合わせることで、より効果的な換気が可能となる旨の助言をいただいています。

Q 2 6. 購入する空気清浄機に機種等の指定はあるのか？

- A. 厚生労働省が推奨している、「H E P Aフィルタと同等以上の性能のものによるろ過式で、かつ、風量が毎分5 m³程度以上」の性能のものを補助対象としております。
- また、補助金額の上限に定めはありますが、可能な限り、店舗の飲食スペース全体をカバーする性能が備わっている製品を導入いただくようお願いいたします。

Q 2 7. 「U L P Aフィルタ」や「T P Aフィルタ」では対象とならないのか？

- A. 補助対象となります。
- 「H E P Aフィルタ」は性能の基準としているものであり、それ以上の性能を有することが製品カタログ等で確認できれば補助対象となります。

Q 2 8. 仕様を満たす製品はどこで購入することができますか？

- A. 一般的な家電量販店や通販等で購入することができます。

Q 2 9. 空気清浄のほか、加湿などの機能が備わっているものも対象となるか？

- A. 上記Q 2 6の仕様を満たしていれば、それ以外の機能が備わっている機器であっても対象となります。

Q 3 0. 1台の価格が10万円を超える空気清浄機を購入したいが、補助されないのか？

A. 補助額の上限である10万円を超える商品であっても、10万円まで補助金が交付されます。ただし、10万円を超えた差額については自己負担となります。

Q 3 1. 店内に複数個室があるため、空気清浄機を複数購入したいが、購入台数分補助されないのか？

A. より多くの飲食店に、当該補助金をご活用いただけるよう1店舗当たり1台までとしております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

Q 3 2. 既に空気清浄機を購入しているが、補助されるのか？

A. 令和4年1月1日以降に購入したものであり、Q26の仕様を満たしていれば対象となります。購入が証明できるもの（レシートや領収書等）の提出が必要となります。

Q 3 3. レシートを廃棄してしまったが、絶対に必要なのか？

A. レシートでなくても、購入内容や購入日時、購入金額が証明できる書類であれば、提出いただけます。

提出書類により上記内容を確認できない場合は、補助金をお支払いすることはできませんので、ご了承ください。

Q 3 4. インターネット購入や通販で購入したものは、レシート等どうなるか？

A. 納品書や商品の発注画面の写し等と併せて、クレジットカードの明細や、振込証明の写し等、支払い実績が確認できる書類を送付願います。

【 4. 申請手続きの詳細について】

Q 3 5. 補助金は早く申請しないとなくなるのか？

A. 申請期限内に申請いただいた全ての事業者の方へお支払いできるよう予定しており、打ち切り等はありません。

ただし、申請期間内に交付申請から工事完了・購入後の支払いまで完了する必要があります。

Q 3 6. 補助金はいつ頃交付されるのか？

A. すべての審査が完了したのから交付いたします。

なお、審査状況等のお問い合わせについては、お答えしかねますのでご了承ください。

Q 3 7. 補助金は課税対象となるか？

A. 補助金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q 3 8. 申請書類はどこにあるのか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードしてご利用ください。また、各県事務所（総合庁舎内）のほか、各市町村役場においてもお配りしています。

Q 3 9. オンラインでの申請は可能か？

A. オンラインでの申請は受け付けていません。

Q 4 0. 申請書の提出はどのような方法があるのか？

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受け付けます。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法でお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は受理できませんのでご注意ください。

Q 4 1. 申請書と通帳に記載されている口座名義が異なってもいいか？

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 4 2. 通帳の写しはどの部分をコピーすればいいか？

A. 金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

Q 4 3. 確定申告書の写しはどの部分をコピーすれば良いか？

A. 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、第二表）、法人の場合は、直近の法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写しを提出してください。個人事業主の場合は令和2年分又は令和3年分のいずれか、法人の場合は最新の事業年度分を提出してください。また、いずれも、税務署の受付印又は税理士等の証明印があるものを提出してください。

なお、電子申告（e-Tax）で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。

※確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りにしてください。

Q 4 4 . 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印がない場合はどうすれば良いか？

A. 県税の納税証明書（税額証明）を提出してください。県税の納税証明書の発行手続きについては、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

Q 4 5 . 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いか？

A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

飲食店事業者の皆さまへ

飲食店の換気設備工事を

補助します！

併せて
空気清浄機
購入も！

補助額
最大

60万円

1店舗あたり

詳細は裏面を
ご覧ください

なぜ換気が必要なの？

新型コロナウイルス感染症の主要感染経路である**エアロゾル感染**を防ぐため、換気設備を整えて空気中を漂うウイルスの量を減らし、感染リスクを下げましょう！

エアロゾル感染とは？

空気中に浮遊するウイルスを吸い込んだ結果、感染することです。

※イラストはイメージです



岐阜県

申請様式や申請方法等の詳細は
岐阜県公式ホームページをご確認ください

「岐阜県 換気対策 補助金」

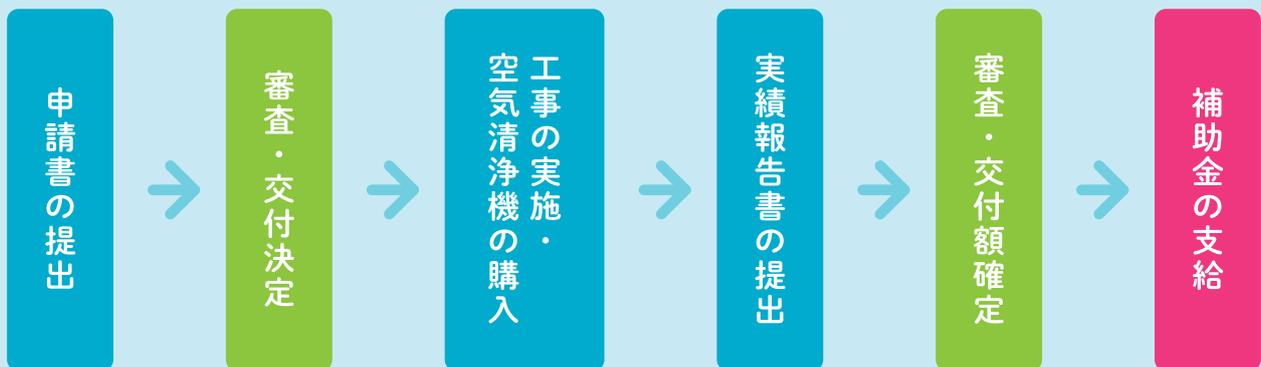


岐阜県飲食店換気対策支援補助金



募集期間	令和4年6月30日(木)～令和4年9月30日(金) ※一部受付終了日が11月7日(月)までの場合あり
補助対象者	県内で飲食店を営む事業者のうち「岐阜県新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」(第三者認証)を取得した事業者 ※コンビニ等のイートインスペース、自動販売機、デリバリー、テイクアウト専門店などは除く
補助対象経費	(1)換気設備工事費 ・必要換気量(一人当たり毎時30m ³)を確保できるものであること。 ・客席部分の換気を目的とした換気設備であること。 ※換気機能付のエアコンは対象外 (2)空気清浄機購入費 ・HEPAフィルタによる「ろ過式」で、かつ、風量が毎分5m ³ 程度以上のものであること。 ※空気清浄機のための補助金申請はできません。
補助対象期間	令和4年1月1日(土)以降に契約・工事・購入し、 令和4年10月31日(月)までに工事完了・納品・支払いが完了しているもの。
補助金額 ※消費税は除く	補助率:補助対象経費の10/10 (1)換気設備工事費……上限 50万円 (2)空気清浄機購入費…上限 10万円 ※空気清浄機は1店舗あたり1台までに限ります。
応募方法	・郵送で申請書を提出してください。 ・申請書類は岐阜県公式ホームページからダウンロード、 もしくは、各市町村および県事務所の窓口にてお受け取りいただけます。

申請から支給までの流れ



※一部申請の流れが異なる場合があります。

補助金に関するコールセンター
受付/9:30～17:00

TEL 058-260-5515